

学部・学科教育課程履修規程

第1章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第1条 教育課程は、各授業科目を必修科目・選択科目及び自由科目の3種に分け、これを4年間に配当して授業する。なお、本大学において開設する授業科目の履修期及び授業時間数は、別に示すとおりとする。

(授業科目の配当)

第2条 履修しようとする授業科目は、毎学年（又は学期）始めの所定期間内に、履修届を学事部へ提出しなければならない。ただし、自由科目の履修については、教授会の承認を得るものとする。

2 他の学科（又は専攻）の授業科目を履修しようとするときは、その科目の担当教員及び学科長（補佐）の承認を得たうえで、前項の手続きに従い、選択科目として登録することができる。この場合、履修単位は、主要・関連学科目の卒業所要単位数として合算できるものとする。

3 登録した科目を途中で放棄したり試験を受けなかった場合、その科目は失格となる。

(単位)

第3条 単位は、前期及び後期のそれぞれの期末に与える。

2 一つの学期に履修、修得できる単位数は、原則として24単位以下とする。

(単位の計算)

第4条 各授業の単位計算については、学則第8条に定める基準で行う。なお、本学では授業2時間を115分とする。

第2章 授 業

(授業日数)

第5条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第6条 授業時間の区分は、次のとおりとする。

校 時	時 刻
予鈴	8 : 45
1・2	8 : 50～10 : 45
3・4	11 : 00～12 : 55

昼 食 休 憩	
5・6	13：50～15：45
7・8	16：00～17：55
9・10	18：10～20：05
11	20：08～21：05

(遅刻)

第7条 学生が、授業開始の時鈴後、教室に入るときは、授業直後に遅刻理由を担当教員に報告しなければならない。この報告を怠った者は欠席とみなされる。

2 同一授業科目中の遅刻3回は、欠席1回に換算されるものとする。

(入室禁止)

第8条 授業開始の時鈴後、15分を過ぎた場合は、教室に入ることが禁じられる。ただし、交通事故その他のやむを得ない理由で遅刻したときは、公的証明書等を担当授業科目の教員に届け出たうえ、授業を受けることができる。

(休講)

第9条 授業開始の時鈴後、15分を過ぎても、なおその授業科目の担当教員が出講しないときは、自動的に休講とし、後日補講を行うものとする。

(主科実技)

第10条 主科実技科目の指導は、本学指定の教員から受けるべきであり、原則として他の者から受けることはできない。

2 3年次で、希望により、主科実技科目の担当教員の変更を願い出ることができる。

(特別授業)

第11条 本大学が必要に応じて開催した特別授業並びに特に授業内容と関連があると認められた行事は、これを正規の授業とみなすことができる。

第3章 試 験

(種類)

第12条 試験は、定期試験と中間試験とに分ける。

(定期試験)

第13条 定期試験は、每学期末の所定の期間内に行い、その期日・時間割等については、そのつど少なくとも1週間前にこれを公表する。ただし、授業科目によっては、論文・レポートあるいは担当教員の判定をもって定期試験に代えることができる。

(受験資格)

第14条 次の各号に掲げる者は、定期試験を受けることができない。

- (1) 欠席がその学期に実施された授業時間数の 3 分の 1 をこえて失格となった者。ただし長期加療を要する場合等のやむを得ない理由による場合で、欠席が授業時間総数の 2 分の 1 をこえていないときには、学長が特別に受験を認めることがある。
- (2) 定期試験の前日(ただし、前日が休日の場合は 2 日前)までに所定の学費を納入しない者。
- (3) 試験開始の時鈴後 15 分以上遅刻した者。
- (4) その科目を登録していない者。

(主科実技試験)

第 15 条 主科実技の定期試験は、公開試験とする。

(筆記試験)

第 16 条 筆記試験に際しては、次のことを守らなければならない。

- (1) 試験場には、特に示された場合を除き、筆記具以外のものを持参してはならない。
- (2) 試験場では、指定された席に着席し、また監督者の指示に従い、静粛にしなければならない。
- (3) 試験開始後、その試験時間の 2 分の 1 を経過しなければ、退場することができない。
- (4) 不正行為をなした者、もしくは不正行為があったと認められた者には、直ちに退場を命ずるとともに、その授業科目は失格とする。

(卒業論文、卒業研究、卒業作品)

第 17 条 卒業論文、卒業研究、卒業作品は所定の期間内に提出しなければならない。

所定の日時までに提出しなかった場合は、交通事故その他のやむを得ない理由が認められない限り、自動的に次年度の卒業論文、卒業研究、卒業作品として取り扱われる。

(追試験)

第 18 条 病気その他のやむを得ない理由で、定期試験を受けることができないときには、追試験 (G) を願い出ることができる。

- 2 前項の願いは、当該試験科目の実施後原則として 5 日以内に、診断書もしくは公的機関等の証明書を添えた理由書を添え学事部へ提出しなければならない。
- 3 第 1 項の理由以外(ただし、第 14 条(4)号を除く)で定期試験を受けることができないときは、追試験 (E) を願い出ることができる。学費未納のために定期試験を受けることができないときは、追試験 (I) を願い出ることができる。
- 4 追試験 (E または I) を受ける者は、所定の期間内に所定の追試験料を会計窓口へ納入するものとする。
- 5 追試験は 1 回に限り、これを認める。

(再試験)

第 19 条 定期試験の結果、成績が不可の場合、その科目の再試験を願い出ることができる。

2 再試験を受ける者は、所定の期間内に所定の再試験料を会計窓口へ納入するものとする。

3 再試験は、1 回に限りこれを認める。追試験については、再試験は認めない。

4 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、学内演奏及び卒業演奏については、再試験は認めない。

(中間試験)

第 20 条 中間試験は、各学期の中途において、それぞれ授業科目の授業時間中に実施し、その成績は平常の研究成果を加味したうえで決定されるものとする。ただし、授業科目によっては、担当教員の判定をもってこれに代えることができる。

第 4 章 課程修了の認定及び成績の判定

(課程修了の認定)

第 21 条 各授業科目に対する課程修了の認定は、受講状況及び前期・後期におけるそれぞれの中間・定期両試験の成績等を総合したうえで決定する。ただし、失格となった科目については課程修了の認定及び成績の判定を行わない。

(成績の判定)

第 22 条 成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

これを評語で表示するときは、次のとおりとする。

秀 = S 100 - 90 優 = A 89 - 80 良 = B 79 - 70

可 = C 69 - 60 不可 = D 59 - 1 失格 = F 0

認 = 成績を伴わない単位認定

2 G 追試験の成績判定は、10%を減じて行うものとする。ただし、カテゴリー判定の場合は、減点を行わない。

3 E 追試験及び再試験の成績判定は、c または d の 2 段階のみで行う。

4 I 追試験の成績判定は、減点を行わない。

(成績の通知)

第 23 条 履修した授業科目の成績は、各学期終了後、学科長（補佐）又は担任から学生へこれを通告する。

(既修単位の認定)

第 24 条 4 年制の大学、あるいは短期大学を卒業又は中途退学し、本大学に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本大学において修得し

たものとして認定することができる。

- 2 単位認定を受けようとする者は、他の大学における成績及び単位修得証明書を添えて、学事部に提出し、教授会の認定を得なければならない。

(各種検定試験の単位認定)

第 25 条 本大学に入学以前に各種検定試験を取得している場合、教育上有益と認めるときは、単位認定を行い、受講クラス等の選択に際して優遇措置がある。

- 2 単位認定に際しては、別に定める規程にしたがって、学事部に単位認定願を提出し、単位認定料を支払わなければならない。

附則 この規程は第 6 条を改正し、2014(平成 26)年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は第 6 条を改正し、2015(平成 27)年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は第 4 条を改正し、2017 (平成 29) 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は新たに第 19 条に第 4 項を付け加え、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は第 18 条を改正し、2023(令和 5)年 6 月 8 日から施行する。

附則 この規程は第 4 条を改正し、2024(令和 6)年 4 月 1 日から施行する。